

裁判官訴追委員会事務局特定事業主行動計画の実施状況について

次世代育成支援対策推進法第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項に基づき、裁判官訴追委員会事務局特定事業主行動計画の平成30年度の実施状況について、以下のとおり公表します。

○男性職員による子育てを目的とした休暇の取得促進、育児休業等の取得促進

平成30年度において、対象者が1名おり、配偶者出産休暇及び育児参加休暇、並びに育児休業をいずれも取得して積極的に育児に参加しておりました。引き続き、希望者が確実に取得できるよう周知し、休暇取得に関する理解の促進に努めていきます。

○年次休暇及び看護休暇の取得促進

[年次休暇]

年次休暇の年間平均取得日数は13.4日であり、対前年比では、2.8日減少しました（平成29年は16.2日）。

定例会議の場などを通じて、管理職からゴールデンウィークや夏季期間における連続休暇取得の奨励を行いました。

その他、年次休暇取得予定表を作成し、職員相互間でその情報を共有することにより、職員相互の休暇取得状況や業務の繁閑を確認できるようにしており、休暇を取得しやすい環境を整備しています。引き続き、年次休暇の取得促進に努めていきます。

[看護休暇]

子どもの看護休暇における対象者の取得率は66.7%でした。

引き続き、希望者が確実に取得できるよう周知し、休暇取得に関する理解の促進に努めていきます。